

早稲田大学審査学位論文(博士)の要旨
(2862-2)



博士(人間科学)学位論文 概要書

地 域 福 祉 計 画 論

(地域福祉の計画的な推進のための実証的研究)

1999年7月

早稲田大学大学院人間科学研究科

川 村 匡 由

地域福祉は学問的には社会福祉学の一領域にすぎないが、その学問的意義を考えれば従来の社会福祉はもとより、社会保障や公共政策、さらには地方自治をも視野に入れた政策的、かつ実践的な総合科学の一つとして位置づけることができる。

折しも戦後の高度経済成長による国民生活の向上や医療技術の進歩、さらには1970年の石油危機以来の低成長による福祉財政の逼迫をはじめ、少子・高齢化や国民の福祉ニーズの多様化、地域社会の変貌、産業・就業構造の変容、家庭における介護機能の低下などに伴い、旧来の社会福祉制度では対応が困難になったため、この地域福祉についての研究も遅まきながら本格的に論議されるようになった。

しかし、その地域福祉を計画的に推進すべく地域福祉計画論に関する研究実績は欧米に比べて少なく、地域福祉の概念づけもさることながら、その具体的な理論化はむしろこれからである。

このようなか、政府は上述したような政治的、経済的な背景を受け、社会福祉政策において従来の施設福祉から在宅福祉へ、また、国主導から地方主導へ、さらには行政主導から公私協働、あるいは対症療法から計画的な対応へとシフトすべく、1990年に社会福祉8法を改正し、すべての市町村に老人保健福祉計画に策定を義務づけた。

また、その後、障害者計画や児童健全育成計画、さらには介護保険事業計画の策定についても法的に義務づけたり、その策定および実施について前向きに取り組むよう、市町村などに要請している。

このような政策動向はノーマライゼーションの理念にもとづくものであり、かつ懸案の中央集権から地方分権へと推進すべく試金石ともなる。また、福祉国家から福祉社会へ、さらには福祉世界へと志向している世界の趨勢に見合うものでもある。

その意味で、今後、全国約3,300のすべての市町村において地域福祉を計画的に推進するためには住民参加にもとづく公私協働によって地域福祉計画を策定し、その実施によって高齢者や障害者、児童、母子および寡婦、さらには低所得者などすべての住民を対象にした自立支援に努め、21世紀の本格的な少子・高齢社会においてもだれもが長年住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、新たな福祉コミュニティを創造していくことが必要である。

しかし、肝心の地域福祉計画の策定およびその具体化については必ずしも体系化されているとはいえないのが実情である。現に、従来の地域福祉にかかわる施策や事業・活動はどちらかといえば社会福祉協議会など民間レベルによる対応が中心であった。

したがって、地域福祉計画の策定やその実施について、多くの市町村はその習得に困難を極めているため、コンサルタント会社に委託するなど基本計画だけで終わっているのが実態である。それだけに、その効果測定および評価を行って具体的な福祉サービスを提供すべく、実施計画および評価計画まで策定を行い、計画全体を進行管理することが望まれる。

一方、国および地方自治体においては従来の産業優先から国民の福祉を優先した政治に転換し、間違っても行政としての責任を国民に転嫁しないよう、必要な権限や財源は市町村に移譲することが求められる。

もとより、国民においても自立と社会連帯によってその生活の質（QOL）の向上を図るべく、地方自治としての地域福祉に取り組み、だれもが安心して暮らすことができる福祉コミュニティを創造することが要請されているのである。

ただし、その技法に偏重するあまりサービスの利用者の人間性を軽視することなどあってはならない。なぜなら、その基底には自ずと国民一人ひとりの人間性を尊重した<人間科学>としての学際的な地域福祉の理論と実践が貫かれたものでなくてはならないからである。